

(一社) 静岡県バスケットボール協会  
新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の対応について

令和5年5月8日(月)より、新型コロナウイルス感染症が2類相当から5類感染症に移行されました。

このことに伴い、(一社)静岡県バスケットボール協会(以下県協会)が主催・主管となる事業に対して以下の通りに対応してまいります。

- 1 「JBAバスケットボール事業・活動実施ガイドライン第6版」の終了に伴い、県協会が事業を行う場合、これを指針とすることも終了とします。
- 2 県協会は、原則的にバスケットボール事業・活動実施に対し、行動制限は行いません。  
ただし、地域の行政や教育委員会等(中体連・高体連を含む)が行動制限を行う場合は、それを優先します。
- 3 「基本的感染対策」である「マスクの着用」「手指の衛生」「換気」「三密の回避」については、政府の方針を支持し、感染対策の実施については個人の判断を基本とします。
- 4 新型コロナウイルスに感染した場合において、  
学齢の児童生徒が感染した場合は、学校保健法に則り出席停止の扱いになります。出席停止の状況においては、競技に参加することはできません。  
また、一般の方が感染した場合は、基本的に外出自粛は個人の判断によりますが、バスケットボール競技参加につきましては、バスケットボールという競技の特性上(屋内・身体接触を伴う)参照①政府が推奨する期間の競技自粛をお願いします。
- 5 オミクロン株が変異し、感染状況・医療施設の逼迫状況が変化した場合には行動制限を依頼することもあります。

参照① 厚生労働省 HP 「外出を控えることが推奨される期間」

コロナ陽性者(有症状) 発症後5日間経過するまで、且つ症状軽快から24時間経過するまで  
コロナ陽性者(無症状) 検査採取日を発症日(0日)として5日間経過するまで

令和5年5月10日

一般社団法人静岡県バスケットボール協会  
会 長 土 屋 哲 平  
専務理事 三 浦 昭 彦